二十一項」を「及び第二十三項又は第二十六項」に改め、同条第十五項中「第二十六条第二十五項に」を「第二十六条第二十八項に」に改め、同項第一号中「第二十六条第二十五項第一号」を「第二十六条第二十八項第一号」に改め、同項第二号中「第二十六条第二十五項第二号」を「第二十六条第二十八項第二号」に改め、同項第三号中「第二十六条第二十五項第三号」を「第二十六条第二十八項第三号」に改め、同項第四号中「第二十六条第二十五項第四号」を「第二十六条第二十八項第四号」に改め、同項第五号中「第二十六条第二十五項第五号」を「第二十六条第二十八項第五号」に改め、同項第六号中「第二十六条第二十五項第六号」を「第二十六条第二十八項第六号」に改め、同条第十六項中「第二十六条第二十七項第一号」を「第二十六条第三十項第一号」に改め、同条第十七項中「第二十六条第二十七項第三号」を「第二十六条第三十項第三号」に改め、同条第十八項中「第四十一条第十九項に規定する財務省令」を「第四十一条第二十四項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四十一条第十九項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十三項」に改め、同条第十九項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十三項」に改め、同条第二十項中「第四十一条第十九項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同項第一号、第二号及び第四号中「第四十一条第二十二項」を「第四十一条第二十六項」に改め、同条第二十一項中「第四十一条第二十一項」を「第四十一条第三十項」に改め、同条第二十四項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同条第二十五項中「第二十六条第三十一項」を「第二十六条第三十二項」に改める。

第十八条の二十三第一項第三号から第五号までを削り、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第七号」を「前項第四号」に改め、同条第三項中「、十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする」に改める。

第十八条の二十三の二第九項中「第二十六条第二十七項第一号」を「第二十六条第三十項第一号」に改め、同条第十項中「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同条第十一項第一号中「第十七項第六号において同じ。」を削り、同条第十二項中「、十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする」に改め、同条第十七項第三号から第六号までを削り、同項第七号を同項第三号とし、同項第八号から第十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第十九項中「前項第七号」を「前項第四号」に、「次条第十七項第八号」を「次条第十七項第四号」に、「増改築等住宅借入金等の金額」を「同条第十一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額」に、「、十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする」に改める。

第十九条の二第一項から第三項までの規定中「第四十一条の八第一項第一号イ」を「第四十一条の八第一項第一号イ」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第四十一条の八第一号ロ」を「第四十一条の八第一項第一号ロ」に改め、同条第七項中「第四十一条の八第二号」を「第四十一条の八第一項第二号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条第八項中「第四十一条の八第二号」を「第四十一条の八第一項第二号」に改め、同条第九項中「第四十一条の八第三号イ」を「第四十一条の八第一項第三号イ」に改め、同条第十項及び第十一項中「第四十一条の八第三号ロ」を「第四十一条の八第一項第三号ロ」に改め、同条に次の五項を加える。

12　法第四十一条の八第一項第四号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成三十一年十一月分の児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に係る監護等児童（同法第五条第二項に規定する監護等児童をいう。以下この項において同じ。）の父又は母で次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　当該児童扶養手当の支給を受ける者であること。

ロ　平成三十一年十月三十一日において婚姻をしたことがない者であること。

ハ　平成三十一年十月三十一日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない者であること又は当該父若しくは母と当該事情にあつた者の生死が同日において明らかでない者であること。

二　前号に掲げる者が平成三十一年十一月一日以後に死亡した場合における同年十月三十一日においてその者の監護等児童であつた者

13　法第四十一条の八第一項第四号に規定する財務省令で定める給付金は、平成三十一年度の予算における母子家庭等対策費補助金を財源として都道府県、市町村又は特別区から給付される給付金とする。

14　法第四十一条の八第二項に規定する金銭の貸付けは、平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）又は平成三十年度の一般会計補正予算（第2号）における児童福祉事業対策費等補助金を財源の一部として都道府県又は都道府県が適当と認める者が行う金銭の貸付けで次に掲げるものとする。

一　法第四十一条の八第二項第一号に掲げる者（次項に規定する実施、委託の措置又は入所措置を解除された者に限る。次号において同じ。）が進学した後の生活費又はその居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行う金銭の貸付け

二　法第四十一条の八第二項第一号に掲げる者が就職した後のその居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行う金銭の貸付け

三　法第四十一条の八第二項第一号に掲げる者の就職に資する免許又は資格の取得に要する費用を援助するために行う金銭の貸付け

15　法第四十一条の八第二項第一号に規定する財務省令で定める者は、児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助が行われている者若しくはその実施を解除された者、同法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第六条の四に規定する里親に委託をされている者若しくはこれらの者への委託の措置を解除された者又は同号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所している者若しくは当該入所措置を解除された者とする。

16　法第四十一条の八第二項第二号に規定する財務省令で定める者は、相続又は遺贈により同項に規定する貸付けに係る債務を承継した者とする。

第十九条の九第五項第四号中「第四十七条第四号から第十四号まで及び第十六号から第二十号まで」を「第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号まで」に改める。

第十九条の十一の三第七項中「（平成十一年厚生省令第三十六号）」を削る。

第十九条の十一の四第三項第一号ハ中「第四十一条第二十四項第一号」を「第四十一条第二十九項第一号」に改める。

第十九条の十一の五第一項第一号ハ中「無形固定資産その他の」を「同条第四項第二号に規定する」に改め、同項第二号ロ中「第十八条の十九の三第二号ロからホまで」を「第十八条の十九の三第五項第二号ロからトまで」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　施行令第二十六条の二十八の七第三項第二号に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　現金

二　預貯金、売掛金、貸付金その他の金銭債権

三　有価証券

四　法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利

五　前各号に掲げる資産に類するもの

第十九条の十一の五第五項及び第六項中「係る独立企業間価格」の下に「（同条第十三項において準用する法第四十条の三の三第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第十八条の十九の三第九項の規定は、法第四十一条の十九の五第十三項において準用する法第四十条の三の三第六項第一号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条の十九の三第九項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第二十六条の二十八の七第五項において準用する施行令」と、同項第二号中「第五項第一号ロ」とあるのは「第十九条の十一の五第一項第一号ロ」と読み替えるものとする。